　笠岡市交通遺児激励金支給規則を次のとおり定める。

　　令和７年３月３１日

笠岡市長　栗　尾　典　子

笠岡市規則第８号

　　　笠岡市交通遺児激励金支給規則

（目的）

第１条　この規則は，交通遺児に対し，笠岡市交通遺児激励金（以下「激励金」という。）を支給することにより，交通遺児を慰め激励するとともに，その健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 交通事故　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第８号に規定する車両又は電車，汽車，汽動車，船舶若しくは航空機による事故により人の生命が害されたものをいう。

(2) 交通遺児　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢生徒で，交通事故により父又は母（父又は母が既に死亡し，父又は母以外の者に養育されているときは，当該養育している者を含む。）と死別したものをいう。

(3) 保護者　親権を行う者，親権を行う者のないときは，未成年後見人をいう。

（支給の要件）

第３条　激励金は，次の各号に掲げる要件を備える交通遺児に対して支給する。

(1) 本市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 学校教育法第１７条第２項に規定する学校（以下「中学校等」という。）の入学及び卒業予定者であること。

２　前項の規定にかかわらず，交通遺児が次の各号に該当するときは，激励金を支給しない。

(1) 父又は母が，交通遺児を伴って再婚（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）しているとき。

(2) 養子縁組により両親がそろっているとき。

（激励金の支給）

第４条　激励金は，１人５０，０００円以内で市長が定める額を交通遺児が中学校等へ入学するとき及び中学校等を卒業するときに支給する。

（支給申請）

第５条　激励金の支給を受けようとする交通遺児の保護者（以下「申請者」という。）は，笠岡市交通遺児激励金支給申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項に定める申請書の提出期間は，２月１日から３月１５日までとする。ただし，市長が特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

（審査及び決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，必要な事項を審査し，決定するものとする。

２　前項の規定により決定したときは，笠岡市交通遺児激励金支給決定通知書を申請者に交付するものとする。

（返還）

第７条　市長は，偽りの申請その他不正の手段により不当に激励金を受けた者があるときは，当該激励金を返還させることができる。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか，必要な諸様式及び事項は，市長が別に定める。

附　則

　この規則は，令和７年４月１日から施行する。